

舞鶴工業高等専門学校におけるコンプライアンス推進副責任者について

舞鶴工業高等専門学校では、独立行政法人国立高等専門学校機構における公的研究費等の取扱いに関する規則（独立行政法人国立高等専門学校機構規則第121号）第6条第3項の規定に基づき、下記のとおりコンプライアンス推進副責任者を任命し、担当する業務を定めています。

記

1 コンプライアンス推進副責任者

組織	役職
副校長	副校長
教務主事	教務主事
学生主事	学生主事
寮務主事	寮務主事
機械工学科	機械工学科長
電気情報工学科	電気情報工学科長
電子制御工学科	電子制御工学科長
建設システム工学科	建設システム工学科長
人文科学部門	人文科学部門長
自然科学部門	自然科学部門長
専攻科	専攻科長
学術情報センター	学術情報センター長
教育研究支援センター	教育研究支援センター長
地域共同テクノセンター	地域共同テクノセンター長
国際交流センター	国際交流センター長
事務部	事務部長

2 担当業務

- (1) 不正使用の防止を図るための教職員等に対するコンプライアンス教育の実施にあたって、担当組織の受講状況を管理監督する。
- (2) 担当組織において、教職員等が適切に公的研究費等の管理、執行等を行っているかをモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。また、予算早期執行の周知を行う。